

平成 30 年度社会福祉法人 六三四 事業計画

1. はじめに

平成 28 年 4 月障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されてから、約 2 年が経過しており地域では安心して暮らしていけるように、さまざまな形で合理的配慮が実践され理解・啓発活動が行われている。そのような中で、平成 30 年度より高齢分野では地域包括ケアシステムの構築、平成 32 年度末までには地域で親なき後を見据えた「地域生活支援拠点」の構築と地域課題は山積している一方、小平市第五期障害福祉計画において地域課題をどのように緩和していくか具体的な目標及び数値が示されたところである。

平成 30 年 4 月より、社会福祉法人の設立に伴い既存の事業体と新規事業体の存続意義をより一層明確にしていかなければならない。障がい者が望む地域生活の支援や障害特性に応じたきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等に向けて取り組むとともに、児童及び介護保険へ事業参入も見据えた上で連携強化・計画・検討・分析を重点目標として事業参入に向けた計画を履行していく。

2. 法人理念

社会福祉法人 六三四は、全ての障がいをお持ちの方々を対象とし、個々人の尊厳と自立の尊重を一般原則として、それぞれの障がい者の障害特性を考慮し取り組まれ、個々人が自立した社会の一員として前進した生活を営めるようサポートする他、個々人の自由を守り気持ちや意志を重んじプライバシーを尊重するとともに、すべてを温かく迎え明るい風土を大切に活動します。

事業目的： 障害者総合支援法に基づき、障がいを持つ方々が生活をする街で、家族や友人・近隣の人達とともに地域の一員として、日常生活及び社会生活を営むことができるよう自立・訓練・相談及びその支援をしていく場を確保する。

事業方針： 障害者総合支援法に基づき、利用者・入居者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に実施する。利用される方々の人間性を尊重して、目的を持って社会生活ができるように努める。そのため、地域生活を中心にした個別支援計画を作成した上で、個別支援計画に基づき支援する。

譲渡事業

(1)障害福祉サービス事業

- ①生活リハビリセンター六三四 (生活介護事業)
- ②生活リハビリセンター雅 (生活介護事業)
- ③青粋ケアホーム (共同生活援助事業) グループホーム
- ④スカイサポートセンター (特定相談支援事業・障害児計画相談支援事業)

(2)収益事業

- ①不動産賃貸業

事業の充実・拡大

更なる利用者の利用拡大、通所対象者(利用者)からのニーズ、家族からのニーズ実現のため、生活介護事業及び共同生活援助の事業拡大。また、短期入所事業についても新規事業立上げのため、関係省庁と協議しながら早急に事業計画を進めていく。

生活介護事業	<ul style="list-style-type: none">・ 定員20名以下・ 常時介護を要する障害者に対して、昼間において排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産的活動の機会等を提供する
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none">・ 定員4名以上・ 主に、夜間に共同生活を営む住宅において入浴・排せつ・食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡やその他日常生活上必要な支援を提供する
短期入所事業	<ul style="list-style-type: none">・ 定員1名以上・ 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする方に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を提供する
特定計画相談支援事業	<ul style="list-style-type: none">・ 計画相談事業(障害児・者)・ サービス利用計画書の作成・ アセスメント及びモニタリングの実施

人材の充実・育成

今後、少子高齢化に伴い働き手の確保は法人にとって重大な課題となる。当然、育成の観点からも将来性をもって個人ビジョンを抱き法人組織の一員として自覚しながら任務を遂行していく人材の育成は急務であると言える。そこで、下記の通り具現化するべく計画・実行・分析を実践していくとともに、管理職の指導・育成においても同様の計画を遂行していく。

- ① 複数社媒体の比較・洗いだし作業(過去実績・担当者の意気込み等)
- ② 縁故へのアンテナを張る
- ③ 一般入職者においては、丁寧且つきめ細かなアセスメント及び面談の実施
- ④ 人事考課における自身の振り返り
- ⑤ 短期・中期・長期における自身成長計画の導入検討
- ⑥ 外部講師による研修の実施強化
- ⑦ 福利厚生の実施(ヨガ教室・野球大会・旅行等)

平成 30 年度 生活リハビリセンター六三四 事業計画

1. はじめに

平成 30 年 4 月より生活リハビリセンター六三四は、NPO 法人春望より社会福祉法人六三四へ法人移管され新たにスタートする。社会福祉法人化するという事で今まで以上の社会的責任が課せられるとともに社会福祉法人としての地域貢献がより一層求められる事となる。

生活リハビリセンター六三四としては、現在活動内容の 1 つである近隣の清掃活動の継続、強化するとともに活動に参加できる機会がないご利用者様も積極的に外出する機会を設ける他、地域社会との共生を目的として参画支援に力を入れていく。また、生活リハビリセンター六三四での 3 原則である楽しみ、自主性の尊重、生きがいを大切にし、六三四での専門的支援プログラムである言語訓練・理学療法を継続し現在六三四にて訓練を実施している言語聴覚士、理学療法士等による職員勉強会を開催し専門性に特化する支援につなげていくとともに生活の場を視野に入れ、ご利用者様宅への家庭訪問等を実施しニーズ把握に努め、家族も含めた包括的な支援を実行していく。

2. 事業概要

- (1) 利用定員 20 名 登録実人員 36 名
- (2) 職員数 11 名 (常勤 3 名 非常勤 8 名)
- (3) 医療職数 嘱託医 1 名 看護師 3 名 理学療法士 1 名 言語聴覚士 1 名
- (4) サービス提供時間 午前 9 時 30 分から午後 17 時 00 分

3. 事業内容

- (1) 革工芸製品(レザークラフト)製作
- (2) リハビリ体操・趣味活動 (和紙工芸・絵画・囲碁・カラオケ・散歩等)
- (3) 言語聴覚士による(集団・個別)言語訓練
(毎週火曜日集団訓練)
- (4) 理学療法士による身体機能リハビリ訓練 (毎週水・木・金曜日)
- (5) 生活・健康・療養相談 医療・福祉・一般相談(随時)

4. 事業目標

- 1.) 個別支援計画に基づく活動プログラムの見直し
- 2.) ご利用者様一人ひとりの支援ニーズの整理
- 3.) 地域貢献を目標とした清掃活動の継続・強化
- 4.) 身体拘束廃止委員会の設置

5. 事業課題

1.) ご利用者様ご自身に自由な活動の場である六三四にてどのように生活、活動していきたいか、目標や生きがいを考えてもらい一緒に模索していく。
2.) 清掃活動に参加できないご利用者様にも地域社会と接点を持てるよう外出の機会を設ける支援の強化
3.) 職員の直接支援能力の向上 S T . P T を通じての日々の支援の活用等・失語症の理解（全体会議等での勉強会）
4.) 身体拘束について
 - ・身体拘束防止マニュアルに基づき身体拘束等を実施する場合、ご本人、ご家族の同意書及び記録を作成

6. 防災計画

管理者の指揮のもとに、非常災害訓練を年 2 回実施する。

総指揮者 管理者

連絡担当 生活支援員

救助担当 生活支援委員

7. 活動内容

4月 お食事会 ドライブクラブ 清掃活動

5月 お食事会 ドライブクラブ 清掃活動

6月 お食事会 ドライブクラブ 清掃活動

7月 納涼会 清掃活動

8月 お食事会

9月 お食事会 ドライブクラブ 清掃活動

10月 日帰り旅行

11月 お食事会 ドライブクラブ 清掃活動

12月 忘年会 ドライブクラブ 清掃活動

1月 初詣

2月 節分 清掃活動

3月 花見 清掃活動

職員研修予定

7月.S T 学習会（予定調整中） 10月 P T 学習会（予定

平成30年度 生活リハビリセンター雅 事業計画

1. はじめに

平成30年4月より社会福祉法人六三四設立に伴い、生活リハビリセンター雅として、障がいの重度化に伴う利用ニーズの把握には、より一層取り組まなければならない。さらには、市内の短期入所事業所との連携を図り、利用期間中の日中活動の機会を提供できるよう調整を行う。また各支援学校の卒後の進路の基盤を支えるべく更なる事業の充実を図り、障がいの重度化に対応するため専門的な支援、医療的なケアを見据えた支援が出来る施設として、受け皿となれるよう事業の推進を図っていきたい。

さらには、小平市以外の方からの受け入れに際して送迎の課題を解決するべく他事業所との連携により共同運航を推進していく。

現在生活リハビリセンター雅においても障がいが重複している利用者様が增加している為、それぞれの利用者様にあった日中活動を検討し、先を見据えた支援につながるよう受け入れ体制も構築して対応していきたい。

2. 事業概要

- ① 利用定員 20名 登録実人員 16名 (特別支援学校2名受け入れ)
- ② 職員数 11名 (常勤5名 非常勤6名)
- ③ 医療職数 嘱託医 1名 看護師 1名 理学療法士 1名
言語聴覚士 1名
- ④ サービス提供時間 午前9時30分から午後17時00分

3. 事業内容

革工芸製品(レザークラフト)製作

- (1) 歌のプログラム・リハビリ体操・園芸・習字・趣味活動 (和紙工芸・絵画・散歩等)
- (2) 言語聴覚士による(集団・個別)言語訓練
(毎週火曜日集団訓練・個別訓練)
- (3) 理学療法士による身体機能リハビリ訓練
(毎週水・木・金)
- (4) 生活・健康・療養相談 医療・福祉・一般相談(随時)

4. 事業目標

- (1) 30年4月の卒後の利用者様の受け入れに伴い、車いす上での活動だけでは、身体的に負担が大きい方が増えた為、活動の細分化並びに新しいプログラム（スノーズレン等）の構築を検討し実施する方向で調整を行う。
- (2) 関係事業所との連携により、療養介護事業等との垣根を超えた当事者の地域移行に向けた取り組みを行う。
- (3) 身体拘束廃止委員会の設置。

5. 事業課題

- (1) 職員のスキルアップ
様々な特性に対応できるよう研修や検討会などを行い、利用者様の支援の充実につなげる。
- (2) 地域での取り組み
関係事業所との連携により、療養介護事業等との垣根を超えた当事者の地域移行及び場の確保に向けた取り組みを行う。
- (3) 身体拘束等について
身体拘束防止マニュアルに基づき身体拘束等を実施する場合、ご本人・ご家族の同意書及び記録の作成。

6. 防災計画

管理者の指揮のもとに、非常災害訓練を年2回実施する。

総指揮 管理者

連絡担当 生活支援員

救助担当 生活支援員

7. 年間行事

4月	食事会
5月	食事会
6月	食事会
7月	納涼会
8月	ミュージックセラピー発表会
9月	食事会
10月	日帰り旅行
11月	食事会
12月	忘年会
1月	初詣
2月	食事会
3月	お花見

平成30年度 青粋ケアホーム 事業計画書

1. はじめに

青粋ケアホームでは、平成26年10月の設立から現在に至るまで障がいの特性に特化した支援体制や設備を構造化することで、入居者が見通しを持って生活できる環境を根差してきた。平成30年度もこの取り組みを策定し実行していく。

個人が安定して暮らせる居住空間である事と、日中は其々の事業所に通所。交流の場に参画し楽しみや目的を持つことで本人らしくいられ、地域生活を営むうえでも要となっている。

また、生活上の様々なニーズに対応するため日常の支援に関わる中で入居者とそのご家族の負担と高齢化が今後の課題として考えている。入居者の老後を見据えた支援体制の構築や金銭の管理、契約の締結などに関わる権利擁護についても必要不可欠となる。長期的な展望として入居者が生涯を安心して暮らせる体制作りを行うための取り組みを推進していく。

障害者差別解消法の施行に基づき個々に対する合理的配慮を基本とした支援サービスの提供の充実を図るとともに、併せて入居者の地域社会の中で安心した暮らしを実現するために、様々な支援機関や制度の組み合わせを創意工夫し提案をする。

2. 事業概要

- 1、利用定員 4名
- 2、定員数 9名（内常勤加算 管理者1名 常勤1名 非常勤8名）
- 3、医療職数 嘱託医1名
- 4、事業内容

3. 事業内容

- (1) 日常生活に係る一般介護支援
- (2) 理学療法士による日常動作訓練
(毎週1回程度)
- (3) 生活・健康・医療相談 医療・福祉・一般相談（随時）

4. 事業目標

- ・入居者のニーズに沿った安心して暮らせる住環境の提供と実施
- ・心身の状況等の把握、事故防止
- ・身体拘束廃止委員会の設置

5. 事業課題

- ・入居者個々の人権、障害特性について再認識
- ・日々の状態確認、バイタルチェック
- ・本部からのバックアップ、連携体制の強化
- ・世話人間の意思統一、チームケアについて
 - ※定期的に世話人全体会議を通じてチームケアを想定していく。統一した内容を書面で作成し、それらに目を通すことで情報を共有する。会議の充実を図り、より良い支援に繋げていく。会議の中で研修会を実施。
- ・身体拘束防止マニュアルに基づき身体拘束等を実施する場合はご本人、ご家族の同意書及び記録の作成

6. 防災計画

管理者の指揮のもとに、非常災害訓練を年2回実施する。

総指揮者： 管理者

連絡担当： 生活支援員

救助担当： 生活支援員

7. 会議、研修会の年間予定

4月： 全体会議、研修会予定

6月： 全体会議

8月： 全体会議

10月： 全体会議、研修会予定

12月： 全体会議

1月： 全体会議

3月： 全体会議、研修会予定

平成 30 年度 スカイサポートセンター 事業計画書

(特定相談支援、障害児相談支援)

1 基本方針

地域に住まわれている障がい者・障がい児が、日常生活を送る上で障害福祉サービスを適切に、必要なサービスが利用できるよう相談、助言を行い障害者総合支援法に基づく計画相談支援サービスを適切に提供する。

2 重点目標

(1) 関係機関、他職種との連携強化

医療機関、病院、クリニック医師との情報共有や情報交換機会の場の確保
具体的には、医師と 2 月に 1 回は、訪問や担当者会議等など共有機会を持つこと。

他職種連携においては、在宅サービス提供時や初回サービスの同行を実施する。

退院、入院時の調整においては医師、管理栄養士、PSW、薬剤師など他職種と係ることから、日頃から、利用者支援における支援や対応理解について助言をもらうなど、電話連絡や相談機会を 3 月に 1 回は取ること。

(2) 地域生活支援拠点の体制

第 5 期障害福祉計画では平成 32 年末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも 1 カ所の整備を基本。

平成 29 年度末までに整備予定 117 市町村、43 圏域(全国:1,718 市町村、352 圏域)となっている。

緊急時の相談支援体制、緊急時の受入れ調整など担えるよう自立支援協議会の地域生活支援拠点事業の動向の把握、地域の拠点事業実施把握の為研修会、講習会など参加し計画を立てること。

(3) 質の向上

制度の方向や体制は、介護保険の居宅介護支援事業に向かっている傾向がみられる。介護支援専門員同等の知識を理解していく必要がある。

今年度においては、書式の一部リアセスメントを導入しアセスメントを行っていき、利用者ニーズの把握により細かくしサービス等利用計画に反映をしていく。

3 指定相談支援事業の内容

①指定特定相談支援事業

○計画相談支援

・サービス利用支援：障害福祉サービスを利用する方に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。

・継続サービス利用支援：定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

○基本相談支援：全ての障害者・児等に対し、基本的な相談・支援を行う。

②障害児相談支援事業

○障害児相談支援

・障害児支援利用援助：障害児通所支援を利用する方に対して、障害児支援利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。

・継続サービス利用支援：定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

○基本相談支援：全ての障害者・児等に対し、基本的な相談・支援を行う。

4 平成30年度行事・会議・研修計画

個別支援会議 3月・9月

相談支援担当者会議 随時

事例検討共有会議

他 都道府県が実施する研修会への参加

5 利用者実績

特定相談支援事業所

小平市 24名 小平市外 9名

障害児相談支援事業所

小平市 8名 小平市外 1名

利用者目標

特定相談支援事業所

小平市 32名 小平市外 12名

障害児相談支援事業所

小平市 15名 小平市外 1名

平成30年度社会福祉法人 六三四 収益事業計画書

はじめに

社会福祉法人六三四は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業の経営に充てることを目的とする事業（収益事業）を実施することができる。収益事業に関する会計は、社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理する必要がある。

収益事業の制限・・・以下に掲げるものを除いては、社会福祉法人が行う収益事業の種類には、特別の制限はない。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連事業
- ② 高利な融資事業
- ③ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業社会福祉施設付近において騒音、ばい煙等を著しく発生させるような虞のある場合
- ④ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

社会福祉法人が行う収益事業として適当なもの・・・当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル・駐車場の経営、公共的施設内の売店経営等安定した収益が見込まれる事業

目的

法人所有不動産及び車両管理場所(駐車場)について、適切に管理していく。

充当先

原則、年度末に社会福祉事業へ事業間繰入を実施する。